令和5年7月28日 教育部教育総務課

令和5年第2回調布市議会定例会について(報告)

1 会期(6月14日~7月4日までの21日間)

2 市長提出議案・市長報告 計21件(教育部関連2件) —全て可決

	案件名	概要
1	報告第10号	◎令和4年度決算状況
	一般財団法人調	・収入総額 1億3,315万7,108円
	布市武者小路実	・支出総額 1億2,798万1,298円
	篤記念館の経営	・収支差額 517 万 5,810 円
	状況について	・次期繰越収支差額 517 万 8,468 円
		◎令和5年度予算額
		・予算総額 1億4,486万円
2	報告第11号	◎翌年度繰越教育費総額(3億6,591万円余)
	令和4年度調布	【主な内訳】
	市繰越明許費繰	・学校給食補助事業費(6,251万円余)
	越計算書につい	・学校施設・設備改修事業費(4,299万円余)
	て	・社会教育施設・設備改修事業費(2億6,041万円余)

3 陳情8件(うち,教育部関連1件)

	案件名	概要	結果
1	陳情第3号	国・都に対し小中学校給食無償化の実施を求めるための	採択
	国・都に対し、小中	意見書を提出すること。	
	学校給食無償化の		
	実施のための意見		
	書提出を求める陳		
	情		

4 一般質問20人(うち、教育部関連6人)

〇澤井 慧 議員(自民・維新の会)

質問

1 スポーツ振興について

要旨

(1) スポーツ振興を通じた子どもの体力向上について

ア 市としての現状認識と教育委員会が取り組む今後の展開について (体育授 業等の教育活動における取組,学校外での取組の両面から)

答弁 概要

(教育部長答弁)

教育委員会におけるスポーツ振興を通じた子どもの体力向上についてお答え いたします。

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上で重要であることに加え、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、より豊かで充実した生活を送るためにも重要です。

令和4年度の東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における調布市の結果は、各種目の合計である体力合計点において、中学校では、東京都の平均を上回ったものの、小学校は下回っている状況です。あわせて、コロナ禍における運動機会の減少の影響からか、近年、児童・生徒の運動時の怪我が増加傾向にあります。これらのことから、子どもの実態に合わせた体育授業の改善はもとより、児童・生徒の体を動かすことへの興味・関心を高め、運動の楽しさを実感することを通して、日常生活における運動習慣の定着を図っていく必要があると考えております。

そのため、市教育委員会は、各学校における体育授業や休み時間等における取組内容の改善を図ることを目的に、令和4年度に、体力向上検討委員会を立ち上げ、教育活動全体を通した運動習慣の定着を図る取組を検討しております。本委員会にて、運動の日常化に向けた効果的な事例を各学校と共有したほか、令和5年度の教育課程において、学校毎に体力向上に関する取組を明確に位置付けることとしました。

また、昨年度は、東京都の事業であるTOKYOスポーツライフ推進指定地区を市教育委員会が受託し、市内在住・在学の小・中学生を対象としたオリンピアン等によるジュニア陸上体験教室や、学校への陸上出前授業等を様々な団体と連携を図り実施することで、児童・生徒のスポーツへの関心を高め、運動するきっかけづくりや習慣化に向けた取組を推進しました。

更に、教員の指導力向上を図るため、プロアスリートやアスレティックトレーナーによる実技研修を実施し、体育授業の質の向上にも取り組んでおります。

今後も、市教育委員会として、体育の授業改善をはじめ、体力向上に関する各学校の特色ある教育活動を支援するとともに、関係機関と連携を図りながら、これまで取り組んできた各種事業を継続することで、引き続き、調布の子どもたちの体力向上を推進して参ります。

〇木下 安子 議員(生活者ネットワーク)

質問 要旨

- 2 若い女性が主体的に健康を守るために
 - (2) 確かな情報提供で接種者の主体的判断のサポートを
 - ア 性教育の充実を
 - ・接種者がHPVワクチン接種の目的を正しく理解,主体的に接種するために, 性教育の充実を図ってほしい。
 - ・現在の6年生までの性教育の内容で、HPVワクチン接種の目的が正しく理解できていると認識しているのか否か。

答弁

(教育長答弁)

概要

学校における性教育の充実についてお答えします。

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようになることを目的に実施しており、学校教育活動全体を通じて指導することと示されております。

市教育委員会は学校に対し、東京都が作成した「性教育の手引」を参考に、性教育の基本的な考え方や指導事例等を十分に理解し、教職員の共通認識の下、実施するよう助言を行っております。

HPV感染症については、性感染症の一つとして認知されていますが、学習指導要領では、小学校6年生までの指導内容として取り扱っていません。中学校段階では、性感染症については取り扱いますが、指導内容としては、エイズに関する学習となっております。

性感染症に関する原因,及び予防のための個人の行動選択等については,高等学 校段階における指導内容と示されております。

このことから、HPV感染症による子宮頸がんについては、学校におけるがん教育や防煙教育などの健康教育の学習の中で、取り扱うことの可能性について、学校と連携しながら研究して参ります。

市教育委員会としては、引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「性教育の手引」を活用しながら、発達の段階に応じて性教育を適切に進められるよう指導して 参ります。

〇平野 充 議員(公明党)

質問 要旨

- 3 交通安全対策について
- (1) 通学路での子どもの安全対策について
 - ア 保護者負担の軽減について 保護者負担をどのように把握しているのか。
 - イ 見守り雇用の拡充について

車止めの出し入れを含めた見守り雇用の在り方を確立すべき

ウ 警察や交通安全対策課,教育部の連携強化について

答弁 概要

(教育部長答弁)

通学路での子どもの安全対策についてお答えいたします。

はじめに、保護者負担の軽減についてです。

市教育委員会では、児童が通学路を安全に通学できるよう、登下校時に車や自転車に注意する場所を示した各小学校区の通学路マップを作成し、小学校就学時に保護者へ配布し注意喚起を行っています。この通学路マップは、学校、PTA、地域の方々とで共有され、交通環境に即した通学路の見守り活動に活用していただいております。

その中で、一部の学区域では、共働きなどによる時間的な制約により、通学路の 見守り活動が保護者の負担となっているとの声も伺っております。市教育委員会と しては、児童・生徒の通学路の安全確保については、学校やPTA、地域の方々の 御協力が必要不可欠であることから、引き続き保護者負担の実態を把握し、課題の 整理に努めて参ります。

次に, 見守り雇用の拡充についてです。

通学時において交通量が非常に多い危険な箇所や,踏切付近で横断時に危険を伴う箇所など,通常の見守り活動では,安全確保が困難となる特殊要因が生じた場合は,市教育委員会が学校や

PTAからの要望を踏まえ、安全確保体制の整備が必要と判断した通学路に、見守り員を配置しております。

現在,市立小学校3校の通学路に見守り員を配置しており,特に交通量の多い箇所には,車の通行の停止を伴う業務が必要となることから,警備業法に基づく教育を受けた誘導員を配置しております。なお,見守り員の配置については,民間警備会社や調布市市民サービス公社,調布市シルバー人材センターに委託し,状況に応じた安全対策を行っています。

議員御提案の今後の見守り員の拡充については、市全体の通学路の見守り体制の 状況や、学校、PTA等地域の要望を踏まえながら、その他の安全対策と合わせて 検討して参ります。

次に, 警察や市との連携強化についてです。

市教育委員会は、学校、PTA、道路管理者、調布警察署と連携した通学路の合同点検を、市内をいくつかの地区に分けて毎年実施し、地域からの要望を含め、具体的な課題を共有する中で、通学路における安全確保のための取組を継続的に行っております。

また,市は,調布市公立学校PTA連合会の通学路に関する環境改善要望等に対して,白線やカラー舗装の再溶着,車両や自転車に対する注意喚起看板の設置など,児童が安全・安心に通学できるよう,通学路の安全対策に努めるとともに,交通安全対策連絡会議を開催し,関係各課と情報共有に努めています。また,交通規制や

取り締まりに関する要望については調布警察署にその対応策の検討を依頼するなど,連携を図っております。

今後も引き続き,通学路の交通安全に関する課題を共有し,関係機関との連携の 強化を図り,通学路のさらなる安全対策に取り組んで参ります。

〇丸田 絵美 議員 (チャレンジ調布)

質問 要旨

- 1 防災について
- (2) 防災教育の日について
 - ア 令和5年度の成果について
 - イ 今後の課題について
 - ・防災教育の日について, 今年度の内容を総括的に報告願う。
 - ・保護者による引取訓練の参加状況は。また、保護者が引き取りに行けない場合を想定した訓練等の取組は。
 - ・これまで、今回の訓練における課題の集約・反映方法は。
 - ・自宅など、学校以外での被災を想定した取組は。

答弁 概要

(教育部長答弁)

私からは, 防災教育の日についてお答えします。

初めに、令和5年度の取組成果についてです。

今回で11回目となった「調布市防災教育の日」は、「自助・共助」の定着を図ることを目的として、児童・生徒対象の学校教育活動と市職員と地域との協働による訓練を市内の全公立小・中学校で実施しました。

児童・生徒対象の学校教育活動では、これまでの起震車、煙体験等に加え、昨年度から新たに実施している、地震・火災等をバーチャルリアリティで体験する防災体験車を活用した訓練や、フェーズフリー・フードロスの観点も踏まえたアルファ米を使用した給食の提供を行うとともに、突然発生する災害に備え、登下校時や一人でいる際の行動の確認等、様々な取組を充実して参りました。

また、命の授業では、モバイル端末を活用し、調布消防署・国土交通省京浜河川 事務所との連携による震災・風水害に関する動画の視聴を行うなど、ICTを活用 した取組のほか、4年ぶりの実施となった引取訓練では、1万2000人余の保護 者の参加を通じて、発災直後の児童・生徒の安全確認や、保護者引取までは教職員 が学校で児童・生徒を見守ることの再確認など、様々なケースについて、改めて確 認することができました。

地域と協働の訓練では、地区協議会からの要望を受け、今回は、訓練の事前説明会を2月と4月、2回にわたり実施しました。準備段階から市職員と地域の連携を一層緊密にしたことで、感染症対策を踏まえた避難所開設訓練の円滑な実施や、発災時における初期対応の強化に繋げることができました。

次に、今後の課題についてです。感染症の影響を受ける前までは、訓練の参加者数は3万人を超え、保護者からのアンケートでは、「防災教育の日の主旨やねらい」を理解したという回答が9割を超える高い評価を頂くなど、「防災教育の日」の取組は地域に定着した事業として継続されていました。しかしながら、感染症拡大により事業中止となった令和2年度以降は、保護者や地域に向けた学校公開を中止せざるを得ない状況が続いています。

このため、保護者や地域の意識啓発、風水害や感染症対策に対応した円滑な避難 所の開設・運営などを近年の課題として捉えております。また、現在、市教育委員 会が8月下旬の発行に向けて作業を進めている今年度の事業報告書では、学校・市 職員・地域からの意見集約を通じて、課題を整理しております。

これらの課題については、引き続き、庁内及び学校・地域・関係機関等と共有し、 連携・協働の取組を通じて改善に努め、大震災などの教訓を風化させることなく、 防災力の強化につなげて参ります。

〇田村 ゆう子 議員(日本共産党)

質問 要旨

- 1 子どもたちがより良い学校生活を送るための施策について
- (1) 学校施設の老朽化対策の具体化について
 - ア 市内の小中学校の老朽化が深刻な状況である。「調布市公共施設マネジメント計画」において、「校舎等改築の検討」として計画に留まっている11校の 具体的な改築時期を示していただきたい。併せて、「継続して維持保全」としている14校においても、計画の前倒しを求める。
 - イ 学校施設内の修繕に対して,十分に対応できる人員配置と予算の補償を求める。
- (2) 学校施設のトイレの改善について
 - ウ ほとんどの小中学校内トイレが洋式化されている一方,臭い・狭い・暗いなどの問題が散見されている。そのため,子どもたちがトイレに行けないことに繋がり,健康への被害も懸念される。このような状況への認識を問う。
 - エ 子どもたちの人権を守るという観点からトイレの内部が見えない設えする べきだと考えるが見解を求める。

答弁 概要

(教育長答弁)

私からは、学校施設の老朽化対策に関する御質問について総括的にお答えいたします。

市内の学校施設は、昭和30年代の高度経済成長期から昭和50年代にかけ、 急激な児童・生徒の増加に対応するため、集中的に整備を行いました。そのため、 現在、建設から半世紀が経過した施設が十数校あり、今後、施設の老朽化対策と 施設の更新時期が集中することが懸念されています。また、学校施設の総延べ床面積は、市が保有する公共施設全体の5割以上を占めていることから、学校施設の老朽化対策は、市の学校教育施策及び公共施設マネジメントにおいても最重要課題の一つであります。

このため、学校施設の老朽化対策については、長期的な視点の下、施設の劣化 状況、児童・生徒数の動向、周辺公共施設の集約・複合化や財政負担の抑制・平 準化など、様々な観点から多角的な検討を進め、市長部局と十分な共通認識を持 ち、調布市公共施設マネジメント計画に位置付けております。引き続き、だれも が安全・安心に利用することができる学校施設整備の着実な推進を図って参りま す。

(教育部長答弁)

私からは、学校施設の老朽化対策の具体化とトイレの改善、及び学校トイレへの 生理用品の配備についてお答えいたします。

はじめに、調布市公共施設マネジメント計画における校舎の改築時期についてです。マネジメント計画では、令和5年度から令和28年度までの24年間の計画期間を3期に分けています。第I期である令和5年度から令和12年度までの8年間については、図書館若葉分館の施設複合化を含む若葉小学校と第四中学校の一体的な整備と染地小学校の3校で改築を予定しています。第II期である令和13年度から令和20年度までの8年間については、第三小学校・滝坂小学校・北ノ台小学校・杉森小学校・第三中学校・第五中学校の6校、第III期である令和21年度から令和28年度までの8年間については、第一小学校における工事実施に向けた準備に着手するとともに、八雲台小学校・上ノ原小学校・緑ケ丘小学校・神代中学校の4校で、それぞれ改築工事を予定しています。

また、マネジメント計画における取組の方向として、継続して維持保全とした14校については、調布市公共建築物維持保全計画における公共建築物維持保全整備方針の考え方を踏襲し、予防保全を基本として、部位ごとに定めた計画更新年数に基づき、最終改修年からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて、周期的に改修工事を実施し施設の維持保全を図って参ります。

なお、計画期間が24年間の長期に渡ることから、市政全体や各施策を取り巻く様々な状況の変化に加えて、昨今では、建設資材価格の高騰も発生していることから、事業費の見直しも想定されます。

こうしたことを踏まえる中で、計画に位置付けた年度別の取組内容については、 今後の施設の劣化状況や、学校施設を含む公共施設全体を取り巻く状況の変化等を 総合的に判断し、計画の推進に向け、適時適切に、計画の時点修正を実施するとと もに、基本計画での位置付けを図りながら、計画の実効性の確保に努めて参ります。

学校施設の適切な維持・管理に当たっては、学校と連携・協力しながら、学校施

設の劣化状況等の確実な把握に努めていくことが重要であると考えています。また,こうした計画に基づく取組を確実に推進するためには,体制等の整備も必要であることから,令和5年度には,学校施設担当において体制強化を図っております。

施設の維持管理や機能の再編,集約・複合化等の公共施設マネジメントの推進を,効果的かつ効率的に進めるためには、組織・人員体制の整備のほか、将来に向けての人材の育成・確保も必要であることから、引き続き、関係部署とも協議・検討を進めて参ります。

次に, 学校施設のトイレの改善についてです。

施設の老朽化に伴い、トイレ環境の改善を望む声あることは認識しています。学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場でもあることから、学校のトイレは健康面や心理面に配慮し、児童・生徒が安心して使える環境の整備が必要であると考えています。

このため、トイレ大便器の洋式化や、状況に応じてトイレ内の内装改修も行う工事に取り組むとともに、臭い対策としては、清掃業務委託により週1回実施する通常清掃と年1回実施する定期清掃とは別に、より専門的に、便器やタイル床等に付着した頑固な汚れや臭いの発生源を除去することを目的とした特別清掃を計画的に実施しています。学校から個別に、臭いについて気になるといった連絡があった場合には、別途部分的に、特別清掃を実施するなど、トイレ室内の良好な衛生環境の保持に努めており、今後も引き続き、学校と連携しながら取り組んで参ります。

また、照明器具を増設することも検討課題となっており、今後、計画的な実施を 予定している学校施設のLED化と合わせて、改善に向けた取組を実施して参りま す。

併せて、今後においてトイレ改修工事を実施する場合には、プライバシーにも配慮したトイレブースの配置等の検討のほか、ユニバーサルデザインも考慮したトイレ環境の整備に取り組む必要があると考えています。引き続き、関係部署とも連携し、計画的な学校施設の維持保全に取り組んで参ります。

次に、学校における生理用品のトイレへの配備についてです。

市は、令和3年4月から、さまざまな事情で生理用品の確保に困っている市民への支援を実施するとともに、生活上の困窮に関する相談をしやすい環境の整備を図るため、「女性の支援事業」を実施しています。この取組の一環として、調布市立小・中学校全校に生理用品を配付し、各校の状況に応じて、試行的に校内の一部のトイレにも配備しました。

その結果,生徒や保護者からは,直接肌に触れる生理用品を人目の付かないトイレに置いておくことへの衛生管理上の不安があり,その生理用品を使用することに抵抗を感じる,また,体の悩みを抱える子にとっては,日々使用するトイレに配備することにより精神的な負担となるなどの御意見をいただきました。加えて,特に小学校の現場からは,初めて月経を迎える児童に対しては,保健室などでの心身両

面からの丁寧な対応が必要であるとの意見もあり、現在は、小学校で1校、中学校では5校での配備に留まっております。

こうしたことから、生理用品の取扱いは、これまでどおり保健室において配布することを基本とし、トイレに配備することについては、学校の状況に合わせて、慎重に対応すべきと考えております。

一方,急な体調変化の際にも生理用品を安心して使用できるよう保健室で配布していることについては、保健だよりや養護教諭からの声かけなどによる在校生向けの周知に加えて、令和5年度からは、新入学及び転入の児童・生徒を対象に配布している「保健のしおり」にも記載することで、周知を図っております。

今後も、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校現場の状況を丁寧に 把握しながら、必要な支援を行って参ります。

〇大須賀 浩裕 議員(自民・維新の会)

質問 要旨

1 安全で安心なまちづくりについて

(3) 学校の安全・安心について

ア 校門を映している防犯カメラの映像と,校門に設置されているインターホン を動画・録画機能型に変えて,職員室などで見られるようにすべきではないか。

答弁 概要

(教育部長答弁)

私からは、学校の安全・安心についてお答えいたします。

通学路に設置した防犯カメラは、リアルタイムでの映像確認ができない運用となっています。また、来校者との連絡に使用するため、校門等に設置しているインターホンについては、一般家庭等にも普及しているモニター付きの機器とは異なり、音声通話のみの仕様となっています。

このため、状況を校舎内でリアルタイムに確認するために、防犯カメラについてはシステムの変更、インターホンについては、録画や映像確認が出来るモニター付きの機器への更新に伴う経費が課題となることから、今後の設備機器等の更新時期に合わせた改修工事の実施を検討して参ります。